

# 令和8年度 熊本県物価高騰対策事業関係会計年度任用職員（二次）

## 募集案内

### 1 職 名

熊本県物価高騰対策事業関係会計年度任用職員

### 2 職務内容

(1) 書類審査業務

(2) 交付決定業務

(3) データ入力業務

(変更の範囲) 雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

### 3 採用予定人数

【A】0人 【B】1人 合計1人

※ 一次募集の結果、欠員が生じた【B】区分(障がい者支援課)1名分について、二次募集を行います。

※ 障がい者支援課以外の所属については、任用辞退や退職等により、欠員が生じた場合にのみ、繰り上げ採用の可能性があります。

### 4 勤務条件

(1) 職 の 区 分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員<sub>の職</sub>

(2) 任用期間：【A】5ヶ月：令和8年5月1日～令和8年 9月30日

【B】7ヶ月：令和8年5月1日～令和8年11月30日

※この任用期間をもって終了し、再度の任用をすることはありません。

(3) 勤 務 地：【A】熊本県庁 認知症施策・地域ケア推進課

【B】熊本県庁 障がい者支援課、医療政策課又は健康づくり推進課のいずれかの所属内

※ 今回の採用者は、【B】の勤務地のうち障がい者支援課となります。

※ 障がい者支援課以外の所属については、任用辞退や退職等により、欠員が生じた場合にのみ、繰り上げ採用の可能性があります。

(変更の範囲) 変更なし

(4) 勤 務 時 間：9:00～16:00（週4日）、9:00～15:00（週1日）

※1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内

(5) 休 憩 時 間：12:00～13:00

(6) 休 日 等：土、日、祝日

(7) 休 暇 等：年次有給休暇 あり（本県会計年度任用職員として6ヶ月間継続勤務した場合）

※その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）

あり

(8) 報酬等：①報酬日額 6時間 7,428円（5号給）～8,811円（29号給）  
5時間 6,190円（5号給）～7,342円（29号給）

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月

④勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月

※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。（勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。）

※4 ③及び④については【B】のみ。

(9) 社会保険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(12) 地方公務員法の適用

：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業への従事等の制限等（パートタイム勤務の者を除く）

(13) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による。

## 5 受験資格

Excel、Wordの基本技術を有する者

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

## 7 試験日程等

(1) 日 時：令和8年4月7日（火）※時間は別途連絡します。

(2) 集合場所：熊本県庁新館4階 障がい者支援課

(3) 合格発表：令和8年4月10日（金） 9時00分

※ 後日、郵送により試験結果を文書で通知します。また、合格者の受験番号を県庁行政棟本館1階ロビーに掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載します。

## 8 応募方法

- ・「採用試験申込書」「受験票」「事前記入調書」に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真を貼ってください。
- ・今回の採用者1名は、【B】区分のうち障がい者支援課となりますが、任用辞退や退職等により欠員が生じた場合、障がい者支援課以外の所属についても繰り上げ採用の可能性がありますので、採用試験申込書の裏面に、【A】【B】のうち希望する勤務条件（第一希望～第二希望）について記載してください。（第二希望の記載は任意であり、繰り上げ採用を希望しないこともできます。）
- ・採用試験申込書から受験票だけを切り取って、官製はがきの裏に貼り、官製はがきの表に住所、氏名及び郵便番号を記入してください。
- ・応募者は、令和8年3月31日（火）までに、「採用試験申込書」「受験票」「事前記入調書」を障がい者支援課総務班へ持参又は郵送してください。（ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークの「紹介状」を添付してください。）
- ・持参の場合、受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとします。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便とし、封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書してください。（令和8年3月31日（火）必着）
- ・応募者が8名に達した場合は、受付期間内でも申込みを締め切ります。

## 9 採用方法

- (1) 合格者につきましては、「会計年度任用職員任用者名簿」に登載し、令和8年5月1日以降、会計年度任用職員の採用が必要な時期に、【A】【B】それぞれの区分ごとに成績上位者から採用します。なお、【B】区分の障がい者支援課以外の所属については、任用辞退や退職等により、欠員が生じた場合にのみ、繰り上げ採用の可能性があります。
- (2) 名簿の有効期間は、合格発表の日から令和8年11月30日（月）までとしますが、有効期間内の会計年度任用職員任用者数が合格者数よりも少ない場合は、採用されないことがあります。

10 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

- ・受験者本人が、①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に、直接提供場所にお越しくください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付をすることができません。
- ・電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
受験者本人	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1ヶ月間	障がい者支援課総務班 (県庁行政棟新館4階)

**【連絡先】** 〒862-8570 ※この郵便番号を使うと、住所の記載を省略できます。

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

健康福祉部 障がい者支援課 総務班 (担当：川田)

電話：096-333-2250 (直通)